

令和8年度 可児市観光推進方針指導支援業務  
公募型プロポーザル募集要領

令和8年2月

可 児 市

本市では、観光客の滞在時間延長と消費額増加を実現し、地域経済の持続的な活性化と、国内外における地域観光ブランドの確立を目指しています。

本業務は、観光分野における広い知見を有する事業者に市内の施設の活用方法・運営、誘客のための提言、企画のサポートやアドバイスなどの業務を委託するものです。下記の通り公募型プロポーザルにより事業者を募集します。

可児市観光推進方針指導支援業務の詳細については、別添の可児市観光推進方針指導支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

なお、本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会における予算の否決・減額等があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合があります。

## 1. 募集内容

### （1）業務の名称

令和8年度 可児市観光推進方針指導支援業務

### （2）業務内容等

別紙「委託業務仕様書」のとおり

### （3）委託契約方法

プロポーザル方式により選定した事業者との随意契約

### （4）委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### （5）業務の提案上限額

2,970千円（消費税及び地方消費税を含む）

※これを超える提案は失格とします。

## 2. プロポーザルの方式及び参加資格要件

### （1）プロポーザルの方式

公募型

### （2）参加資格要件

本プロポーザルへの参加者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で

あること。

- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 参加者（個人である場合はその者）もしくは参加者の役員等（支店または営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が、可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年可児市訓令甲第47号）に基づく排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- ④ 評価会議の日において、可児市競争入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者または登載見込みのある者であること。
- ⑤ 本プロポーザルの参加申込期限日から契約日までの間において、本市から入札参加資格にかかる指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 本プロポーザルの参加申込期限日から契約日までの間において、国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑦ 旅行事業者、広告代理店等で旅行商品の開発やキャッチコピー等のクリエイティブ制作業務を15年以上経験した者。
- ⑧ 令和4年度以降、地方公共団体において観光事業のアドバイスやプロデュース業務の受注実績を有すること。

### 3. プロポーザルの日程

内 容	日 程
① 募集要領の配布・公表	令和8年2月4日（水）～令和8年2月20日（金）
② プロポーザルに関する質問受付	令和8年2月4日（水）～令和8年2月17日（火）
③ プロポーザル参加申込受付	令和8年2月4日（水）～令和8年2月20日（金）
④ 質問に対する回答	令和8年2月19日（木）までに随時、市HPにて回答
⑤ 企画提案書の受付	令和8年2月4日（水）～令和8年2月25日（水）
⑥ 審査委員会	令和8年3月2日（月）（予定）
⑦ 審査結果の通知・公表	令和8年3月3日（火）（予定）

### 4. プロポーザルの手順

#### （1）募集要領の配布・公表

##### ① 配布期間

令和8年2月4日（水）～令和8年2月20日（金）

（平日の午前8時30分～午後5時15分）

##### ② 配布方法

可児市役所経済交流部観光課で配布します。

(〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地)

また、市ホームページ (<http://www.city.kani.lg.jp/>) からダウンロードできます。

※郵送での配布は行いません。

(2) プロポーザルに関する質問書の受付及び回答の公表

① 質問書受付期間

令和8年2月4日（水）～令和8年2月17日（火）（最終日は午後5時15分まで）

② 質問書提出方法

質問書（様式1）を市観光課 電子メール（[kankou@city.kani.lg.jp](mailto:kankou@city.kani.lg.jp)）にファイル（Microsoft Word形式）を添付して提出してください。なお、電子メールの件名に「【質問】令和8年度 可児市観光推進方針指導支援業務」と記載してください。

※提出後は、後記の「8. 問合せ先及び各種書類の提出先」に確認の電話をしてください。

※その他の方法による質問には回答を行いません。

※説明会は開催しません。

③ 質問に対する回答

令和8年2月19日（木）までに、随時、市ホームページにて公開します。

(3) プロポーザル参加申込受付及び参加資格の審査

① 受付期間

令和8年2月4日（水）～令和8年2月20日（金）

（平日の午前8時30分～午後5時15分）

② 提出方法

参加申込書（様式2）及び会社概要（様式3）を市観光課へ持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合（必着）は、郵送後、後記の提出先に確認の電話をしてください。

③ 参加資格の審査

参加資格の審査結果については、令和8年2月24日（火）までに、参加申込書の提出者すべてに対し書面で通知します。

(4) 企画提案書の受付

① 受付期間

令和8年2月4日（水）～令和8年2月25日（水）

（平日の午前8時30分～午後5時15分）

② 提出書類

ア 企画提案書（様式4）及び添付書類

イ 見積書（様式任意、積算内訳を含む）

※仕様書、公募要領、評価項目等を参考に、具体的かつ簡潔に作成してください。

※市が必要と認める場合は、別の資料の提出を求める場合があります。

※提出書類で用いる言語は日本語とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）で表記してください。

③ 企画提案書の作成

仕様書及び下記項目に沿って、事業の企画を作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4（一部A3版資料折込使用可）とします。

○業務の実施体制

ア 本事業に類する事業の実施実績

イ 事業の実施体制

・業務の実施体制表及び業務全体の実施スケジュール表

・業務実施責任者の経験、資格など

ウ 事業費の妥当性

○その他、注意事項

ア 企画提案書は見やすいもの、わかりやすいものとしてください。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示してください。

イ 本要領に示す業務の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできる限りの提案をしてください。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めてください。

ウ 提出後の提案内容の修正は一切認めません。

④ 見積書作成にあたっての注意事項

ア 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

イ 本業務実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵送料等）、事務費（消耗品費等）は必要に応じて計上してください。

ウ パソコン、複合機（コピー／FAX）等の購入に係る経費については、本業務の委託費に含みません。（レンタル料等の維持管理費は必要に応じて計上してください。）

エ 人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定してください。

⑤ 提出部数

正本1部、副本5部（写し可）、CD-ROM1枚

## ⑥ 提出方法

上記書類を観光課へ持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合（必着）は、郵送後後記の「8. 問合せ先及び各種書類の提出先」に確認の電話をしてください。

## 5. 審査に係る事項

### （1）審査及び評価の方法

審査及び評価は、市が定める委員により構成された「令和8年度 可児市観光推進方針指導支援業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において実施します。審査委員会では、企画提案書及び参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等について評価・採点を行い、受託候補者を選定します。

### （2）評価会議

#### ① 開催日時

令和8年3月2日（月）（予定）

※詳細日時及び開催場所については、後日通知します。

#### ② 実施内容

提案の概要をプロジェクターで投影し、1参加者あたり20分以内でプレゼンテーションを実施してください。プレゼンテーション後に、評価会議構成員による質疑応答を20分程度実施します。

#### ③ 注意事項

ア 会場への入室は責任者を含め5名以内とし、参加者を特定できるような制服、名札等の着用や自己紹介は禁止とします。

イ 提出した企画提案書等の内容と相違するプレゼンテーションの実施や新たな説明資料の配布は禁止とします。なお、プレゼンテーションの中において映像の活用等提出した企画提案書等の内容を補填する場合に限り、これを認めます。

ウ プrezentationの中で、参加者が特定できるような表現や画像等は使用禁止とします。

エ 大型ディスプレイ、端末接続用HDMIケーブルは市が用意しますので、操作用の端末は各自でご用意ください。

オ 指定時間に遅れた場合は、評価対象といたしません。

カ 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

キ 参加者が多数となった場合は、プレゼンテーションを実施せず、質疑応答のみで評価を行う場合があります。

### （3）評価項目及び評価内容

## 別表「評価項目及び評価基準」のとおり

### (4) 受託候補者等の選定

上記評価項目について、提出書類をもとに審査委員が評価・採点します。審査委員ごとに評価点数の高い順から下記のとおり順位点を付与します。ただし、同順位の者が複数ある場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を当該同順位となった者の数で除して得られる点数を付与します。

順位	1位	2位	3位	⋮
順位点	1	2	3	⋮

順位点合計点の最も低い者を受託候補者として選定します。また、第2位の者を次点候補者とします。

順位点合計点が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を受託候補者として選定します。提案金額も同額である場合は、くじ引きの上、受託候補者を選定します。

なお、各評価委員の持ち点（100点）を合計した値（満点）の6割を基準点とし、基準点を満たさない者は選定の対象としません。

### (5) 次点候補者の取り扱い

受託候補者が辞退を申し出た場合や、受託候補者としての決定を取り消された場合は、次点候補者を受託候補者とします。

### (6) 参加者が1者の場合の取り扱い

参加者が1者のみの場合、審査委員会において基準点を満たす場合は、当該参加者を受託候補者として選定しますが、基準点に満たない場合は、受託候補者として選定せず、再度公募を実施します。

### (7) 選定結果の通知及び公表

選定結果は審査委員会実施後、速やかにすべての参加者に書面にて通知するとともに、受託候補者の名称及びすべての参加者の評価点（合計点のみ）を可児市ホームページ上で公表します。

なお、評価内容についての問い合わせには応じないものとし、選定結果に対して異議申し立てはできないものとします。

## 6. 契約の締結

選定した受託候補者と市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案の内容が基本となりますが、協議により、必要に応じて内

容を変更した上で契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。なお、契約が不調に終わった場合は、次点候補者と交渉するものとします。

## 7. プロポーザル参加に際しての注意事項

### (1) 失格（無効）事由

参加者が次のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となる場合があります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出されたとき。
- イ 提出書類等に虚偽の記載又は重大な誤り等が確認されたとき。
- ウ 審査委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があつたとき。
- エ 本募集要領に定める（2.（2）に記載）参加資格要件に適合しなくなつたとき。
- オ 著しく社会的信用を損なう行為等により、受託候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があつた場合

### (2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

### (3) 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできません。

### (4) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

### (5) 返却等

提出書類は、すべて可児市の所有とし返却はしません。また、プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲内において、複製ができるものとします。

### (6) 費用負担

本プロポーザルに係る諸経費等は、すべて参加者の負担とします。

### (7) その他

- ① 提出書類で用いる言語は日本語とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量

法（平成4年法律第51号）で表記してください。

- ② 参加者は、参加申込書の提出をもって、本募集要領及び別添「委託業務仕様書」の記載内容に同意したものとみなします。
- ③ 本件に係る情報公開請求があった場合には、可児市情報公開条例（平成11年条例第22号）に基づき、提出書類を公開する場合があります。
- ④ 参加申込後に辞退をする場合は、令和8年2月27日（金）の午後3時までに、辞退届（様式5）を市観光課に持参又は郵送により申し出てください。

※郵送の場合（必着）は、郵送後、後記の「8. 問合せ先及び各種書類の提出先」に確認の電話をしてください。

#### 8. 問合せ先及び各種書類の提出先

可児市経済交流部観光課 観光推進係 担当：吉田、長澤、剣

（平日の午前8時30分～午後5時15分）

住 所：〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地

電 話：0574-62-1111（内線2314・2315）

F A X：0574-63-4754

電子メールアドレス：kankou@city.kani.lg.jp